

令和 7 年度奥大和アウトドア・スポーツツーリズム推進事業 実施業務委託仕様書

1. 業務名

令和 7 年度奥大和アウトドア・スポーツツーリズム推進事業実施業務

2. 事業目的

吉野熊野国立公園や金剛生駒紀泉国定公園、室生赤目青山国定公園などを代表する豊かな自然を有する奥大和エリアは、険しい岩峰、深い渓谷、早瀬急流、瀑布が連続する山岳景観とそこに息づく多様な動植物が織りなす風景に触れることができる日本有数のエリアである。そこで培われてきた山岳信仰は、世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録され、当時の歴史や文化を感じる町並みや史跡が数多く残っている。雄大な自然に加え、悠久の歴史に触れることができる奥大和エリアにおいてアウトドアスポーツを軸とした滞在型観光「アウトドア・スポーツツーリズム」を推進するにあたり、「奥大和で信仰の歴史と神秘の自然に出逢う旅」という基本コンセプトに基づき、この地域をアウトドア・スポーツツーリズムの穴場から先進地へと引き上げるための取組を進めているところ。令和 7 年度は、その土台づくりの年度と位置づけ、令和 6 年度に策定したロードマップに基づき、コンテンツの開発・磨き上げや受け入れ体制の整備、プロモーション等に取り組み、アウトドア・スポーツツーリズムを通じた奥大和への誘客の促進を図る。

<事業エリア>

奈良県南部・東部の 19 市町村（別紙 1）

<誘客ターゲット>

「登山・トレッキング」、「サイクリング」の初心者層～中級者層

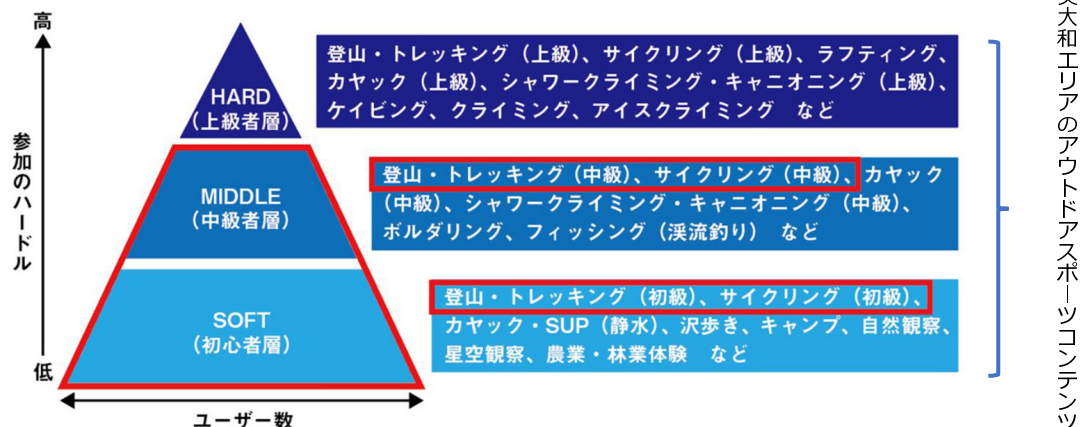


図 1 重点アウトドアスポーツと重点ターゲット（赤枠）

3. 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 23 日まで

4. 業務内容

令和 6 年度に策定したロードマップ（別紙 2）および下記に基づき、奥大和というフィールド全体でアウトドア・スポーツコンテンツを楽しむことができる土壌を整え、奥大和地域での広域周遊を促進するような事業を提案すること。

（1）コンテンツの開発、磨き上げ

①ルートの磨き上げ・見直し

- ・令和 6 年度に設定したモデルルート（ジャパン・エコトラック「奥大和」、<https://www.japanecotrack.net/area/1120> を参照）に加え、新たなルートの調査を行い、モデルルートの拡充を図ること。（3 ルート以上）
- ・令和 6 年度に設定したモデルルートについてルートの見直しが必要になった場合は随時対応すること。
- ・新たなルートの調査および設定ならびに既存ルートの見直しは、県との協議のうえ実施すること。

（2）受け入れ体制の整備

①フィールド整備（交通インフラの課題解決手法の検討）

- ・奥大和地域における交通インフラの課題（奥大和地域全域を周遊できるような公共交通網は整備されていないこと、鉄道は一部地域に限られること、路線バスの路線やダイヤは地域住民の生活路線としての編成が中心となっていること、など）を踏まえ、これらの課題を解決するためのモデル事業を提案すること。

②拠点整備（機能強化）

- ・アウトドアスポーツを楽しむ来訪者の利便性を高めるため、既存の観光施設や飲食店、キャンプ場や宿泊施設などと連携し、アウトドアスポーツの拠点施設の整備につながる事業を提案すること。

③人材育成

- ・奥大和全域の課題であるプレイヤー不足を解消するため、カヤックやラフティングなどのパドルスポーツやトレッキング、サイクリングなどのガイド等、観光人材を育成するための事業を提案すること。

（3）プロモーション

①ルートマップ改訂

- ・上記（1）①で新たに設定および見直したルートを反映したルートマップ（改

訂版)の制作を行うこと。

- ・ルートマップ(改訂版)の部数は、2万部以上とする。

②デジタルスタンプラリーの実施

- ・奥大和地域への来訪を促すため、令和6年度に設定したモデルルートおよび上記(1)①で新たに設定および見直したルートを活用したデジタルスタンプラリーを実施すること。
- ・実施時期や対象ルート等は県と協議のうえ、決定すること。
- ・デジタルスタンプラリーの実施にかかる経費のほか、事前の告知にかかる経費や参加を促す景品にかかる費用も見積もりに含めること。

③広告出稿

- ・奥大和地域への来訪を促すため、アウトドアスポーツに親しむ人をターゲットとした媒体(アウトドア系雑誌やWEBコンテンツなど)に奥大和地域におけるアウトドア・スポーツコンテンツの魅力を伝える広告記事を出稿すること。
- ・出稿する媒体の選定にあたっては、雑誌であれば発行部数：10万部以上、WEBコンテンツであれば月間PV数：300万PV以上を目安とすること。
- ・出稿する媒体や広告記事の内容については、県と協議のうえ決定すること。

④メディアトリップの開催

- ・奥大和地域におけるアウトドア・スポーツコンテンツの魅力をより広く伝えるため、令和6年度に設定したモデルルートおよび上記(1)①で新たに設定および見直したルートを活用したトレッキングやサイクリング、パドルスポーツ(カヤック・ラフティングなど)のメディアトリップを実施すること。
- ・招聘するメディアの数は5社以上とすること。
- ・招聘するメディアや実施内容については、県と協議のうえ決定すること。
- ・招聘するメディアの交通費や宿泊費、アウトドア・スポーツコンテンツの体験にかかる費用など、メディアトリップの実施にかかる費用はすべて見積もりに含めること。

(4) その他

上記(1)～(3)に加え、奥大和地域でアウトドア・スポーツツーリズムを推進していくにあたり有効であると思われる事業について提案を行うこと。

(5) 業務実施報告書の作成

- ・各業務の実施概要、記録写真等について取りまとめ、報告書を作成すること。
- ・報告書については、外部への説明等に活用するため、原則Microsoft Officeを使用し、編集可能な形で提出すること。
- ・報告書の作成にあたっては、権利関係の処理は受託者の責任において行うこと。

5. 執行体制

受託者は、主担当者、副担当者を明確にし、業務内容を常に複数の者が把握し、県からの問い合わせについて常に対応可能な体制を取ることを。

6. 留意事項

(1) 一括再委託の禁止

- ① 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② ただし、本業務を効率的に遂行するにあたり、必要と思われる業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ本県に申請の上、承認を得なければならない。
- ③ 受託者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

(2) その他

- ① 本業務を円滑に遂行するため、定期的に県と打ち合わせを実施し、本業務の進捗状況を適宜県に報告する等、県との連絡調整を十分に図ること。また、県との打ち合わせの際には、その内容を議事録に記録し、打ち合わせ終了後速やかに県に提出すること。
- ② 受託者は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）に基づき、別紙3を遵守すること。
- ③ 本業務を遂行するにあたり、個人情報扱う際には、別紙4「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ④ 本業務を遂行するにあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙5「情報セキュリティにかかる特記事項」について留意すること。
- ⑤ 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- ⑥ 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と協議のうえ対処するものとする。

奥大和地域（奈良県南部・東部 19 市町村）

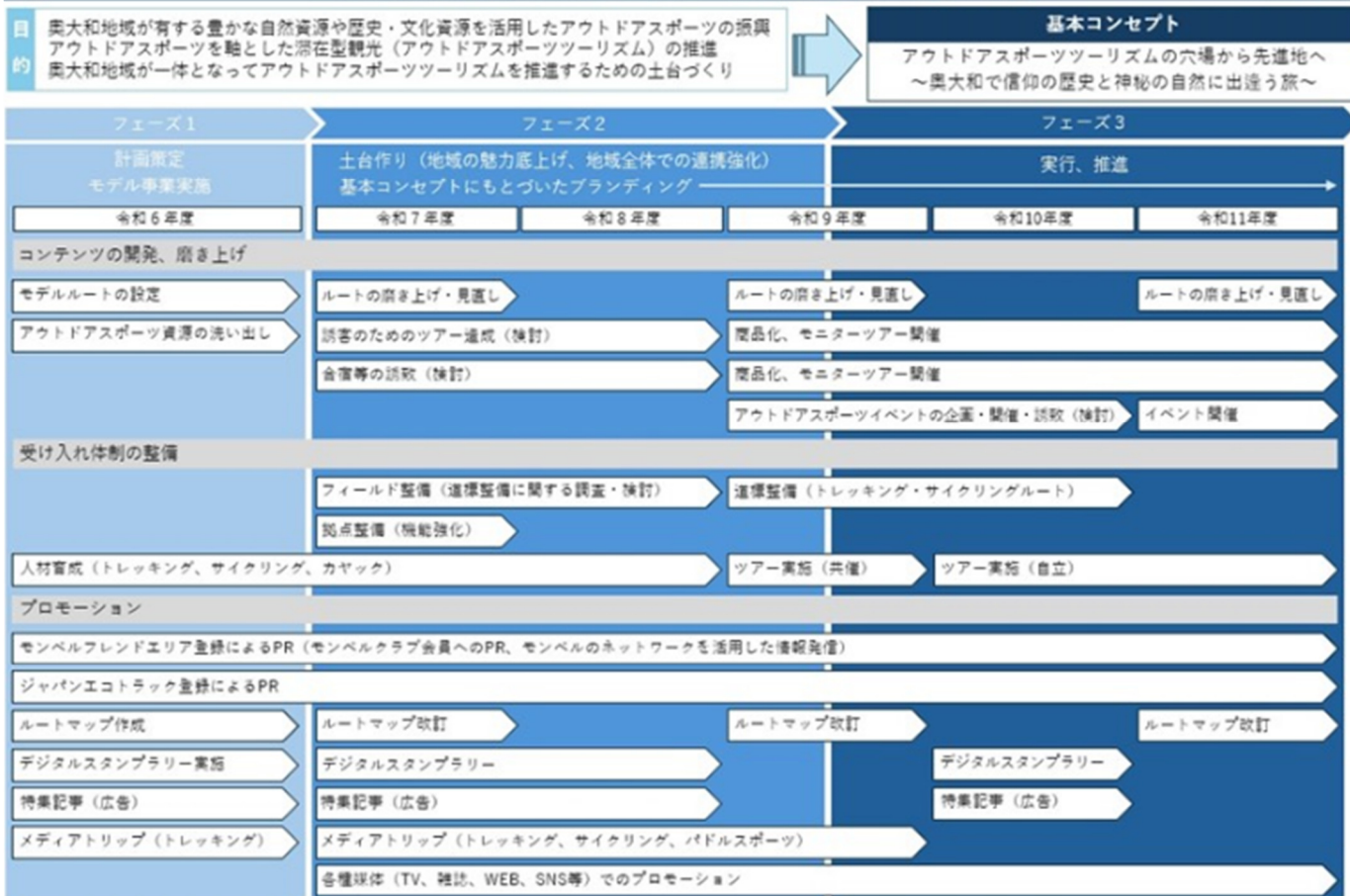


南部地域 五條市、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）、御所市、高市郡（高取町、明日香村）

東部地域 宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曾爾村、御杖村）

奥大和アウトドアスポーツツーリズム推進事業【概要版】

令和7年3月



公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を事業所内から持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第 8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託における条件）

第 9 乙は、甲の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる。

（資料等の返還等）

第 10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化）

第 11 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報の範囲を明確にするものとする。

（取扱状況等についての指示等）

第 12 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第 13 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注 1 「甲」は「奈良県」を、「乙」は「受託者」をいう。

情報セキュリティに係る特記事項

業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること。

記

（情報へのアクセス範囲等）

第 1 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

（再委託先の情報セキュリティ）

第 2 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていることを明示すること

（情報セキュリティ事故発生時の対応）

第 3 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

（電子メール利用時の遵守事項）

第 4 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

（郵便等利用時の遵守事項）

第 5 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

（コンピュータウイルス等の不正プログラム対策）

第 6 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

（情報の持ち出し管理）

第 7 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

（契約満了時のデータ消去）

第 8 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第 9 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 10 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第 11 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること